

VOL.2403

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。
ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

谷 修二
執筆者 櫻井 雄一郎

[今月のテーマ]

令和 6 年度 税制改正

[contents]

- ◆ 改正内容
- ◆ 減税方法



日本クリアス税理士法人 神戸三宮本部

行政書士法人 トータル財務プラン

一般社団法人 トータル財務プラン

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 3 丁目 1 番 8 号
ライオンズ三宮ビル 2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
kobe@j-creas.com <https://j-creas.com/kobe/>

令和6年度 税制改正

1. はじめに

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が岸田内閣において閣議決定されました。

「賃金上昇が物価高に追い付いていない我が国の現状を鑑み、国民の負担を緩和し物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す」等の観点から種々の税制改正が行われる予定です。

今回はその中でも多くの方に関係がある「所得税・個人住民税の定額減税」に焦点を当てて詳解していきます。

2. 改正内容

<対象者>

居住者で令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方
(給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下である方)

<減税額>

①所得税

- ・本人：3万円
- ・同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき3万円

②住民税

- ・本人：1万円
- ・控除対象配偶者及び扶養親族：1人につき1万円

上記をまとめると以下の表のようになります。

令和6年(住民税は令和5年) 合計所得金額	所得税	住民税
1,805万円以下	本人：3万円	本人：1万円
	同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき3万円	控除対象配偶者及び扶養親族：1人につき1万円
1,805万円超	対象外	

3. 減税方法

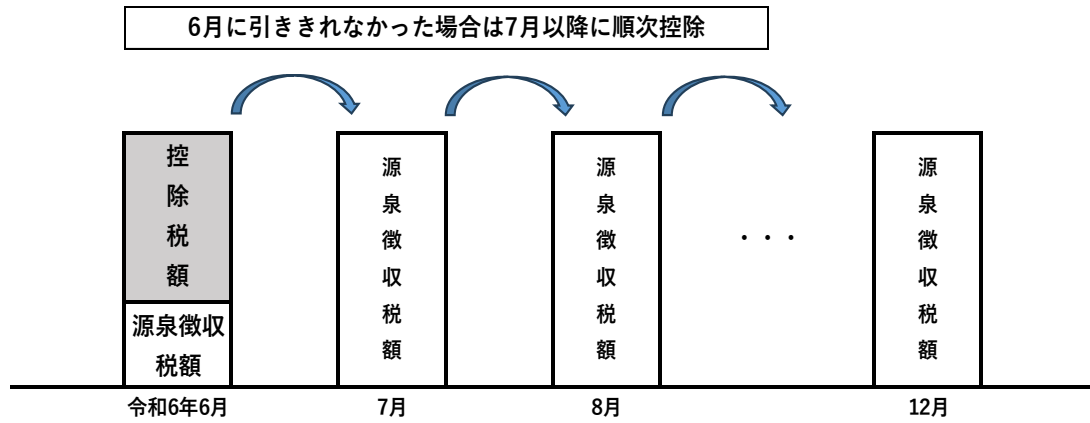
- ①給与所得者
- ②公的年金等所得者
- ③事業所得者等

の3つのパターンによって減税方法が異なります。

図に示すと次のようになります。

① 給与所得者

<所得税>



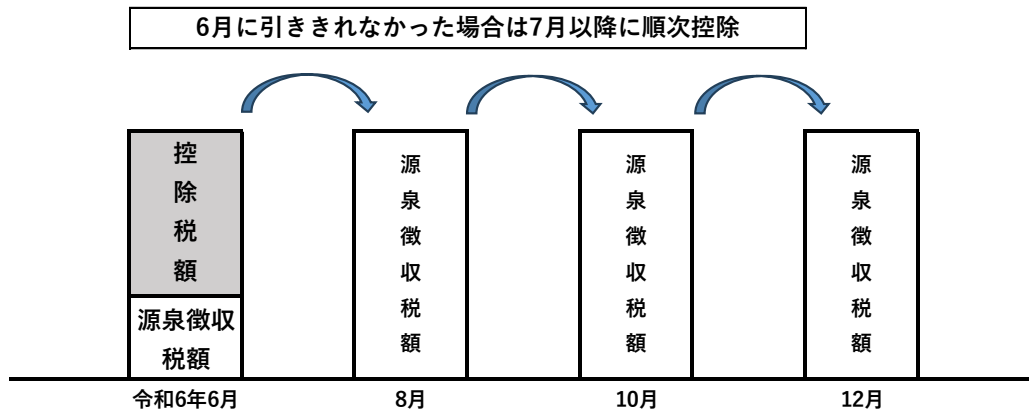
<住民税>

税額控除後の税額を令和6年7月～令和7年5月の11か月で均等に徴収

特別徴収 なし	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	控除税額	
	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	徴収税額	
	令和6年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月

② 公的年金等所得者

<所得税>



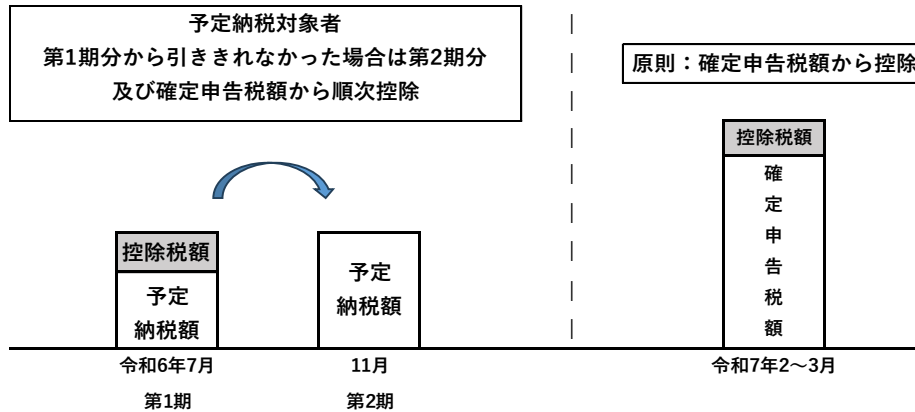
<住民税>

10月に引ききれなかった場合は12月以降に順次控除

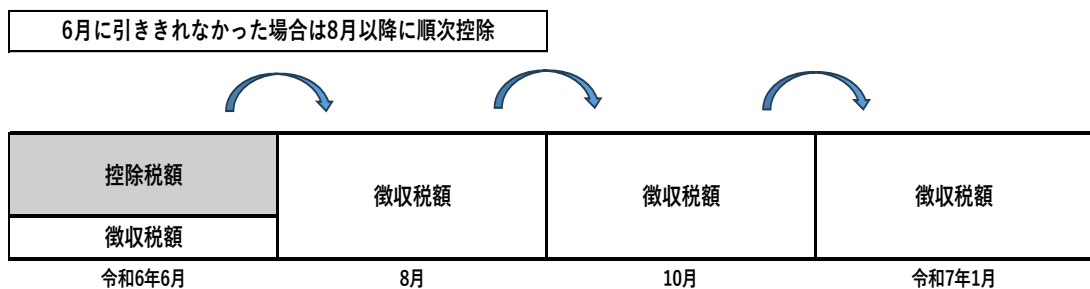
徴収税額	徴収税額	徴収税額	控除税額 徴収税額	徴収税額	徴収税額
令和6年4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月

③事業所得者等

<所得税>



<住民税>



●注意すべきポイント

控除対象となる配偶者・扶養親族の判定は「令和5年12月31日」の現況で判定します。年末までに同一生計配偶者等の情報に変動があり、控除税額が変わる場合には、対象者が給与所得者であれば「年末調整」、公的年金等所得者であれば「確定申告」で対応します。

●今後の影響

<所得税>

給与所得者（従業員）ごとの家族構成によって定額減税の額や毎月の源泉徴収税額が異なることから給与計算を行う担当者の事務負担が増大します。

<住民税>

令和6年6月の給与支給から住民税の特別控除が実施されるため、特別徴収義務者（個人事業者、会社等）は早期のシステム改修等の準備に迫られます。

4. おわりに

今回は、令和6年税制改正大綱より「所得税・個人住民税の定額減税」について詳解させていただきました。

ただし、改正大綱段階で、まだ決定事項ではありません。内容に変更がある場合もあります。

今回の改正に関して気になる点等がございましたら弊社担当者へご相談ください。

執筆者 櫻井 雄一郎